第 4 回今金町文化財保存活用地域計画策定委員会

期日　令和 4 年 3 月 15 日（火）13:30～
会場　今金町総合体育館研修室

1．開　　会　　策定委員会委員長　　長沼　　孝
今金町教育委員会教育長　　中山　秀悦

2．協議事項
（1）計画原案について　資料１・資料２

（2）今後の予定について
①パブリックコメント
②答申　3 月 31 日
③文化庁認定

（3）その他

3．閉　　会

今金町文化財保存活用地域計画策定委員会委員名簿

種　別	氏　名	分　野	出欠	勤務先・役職等
有識者	長沼　　孝	考古学	○	北海道埋蔵文化財センター理事長
	紀藤　典夫	自　然	○	北海道教育大学函館校国際地域学科教授
	能條　　歩	地　質	○	北海道教育大学岩見沢校教授
	山田　大隆	産業遺産	○	北海道産業遺産学会会長
	宮塚　義人	考古学	○	宮塚文化財研究所所長
	千葉　里美	観　光		札幌国際大学観光学部教授
	小林　孝二	建　築	○	NPO 法人歴史的地域資産研究機構技術専門員
地域団体	小田島輝志	地域団体	○	今金町文化財保護委員会委員長 ピリカ遺跡ボランティアの会会長
	勝山　英敏	地域団体	○	今金町町内会自治会連合会理事
	仁木　　明	産業団体	○	今金町農業協同組合専務理事
	多田　佳正	観光団体	○	今金町観光協会会長
	酒井　豊志	学校教育	○	今金町校長会会長
オブザーバー	岡本　公秀	文化庁		文化庁調査官
	鶴田　純子	北海道		北海道教育庁文化財・博物館課主査

今金町	外崎　秀人	今金町長	
	中山　秀悦	今金町教育委員会教育長	○
事務局	住吉　　淳	今金町教育委員会事務局長	○
	早坂　　靖	今金町教育委員会事務局次長	
	宮本　雅通	今金町教育委員会事務局主幹・学芸員	○
	荒川　典彦	今金町教育委員会事務局社会教育係長	○
連携課 (観光部局)	山田　　薫	今金町役場まちづくり推進課長	
	寺崎　康史	今金町役場まちづくり推進課参事 （今金町歴史をたどる会会長）	○
	榊原　愛歌	今金町役場まちづくり推進課地域おこし協力隊	○

今金町文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、今金町文化財保存活用地域計画策定委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　町長の諮問に応じ、今金町文化財保存活用地域計画の作成および変更に関する協議並びに連絡調整を行うため、今金町文化財保存活用地域計画策定委員会を設置する。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０名以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　今金町文化財保護委員会代表者

（３）　今金町町内会・自治会代表者

（４）　今金町学校教育関係団体代表者

（５）　今金町産業関係団体代表者

（６）　今金町観光関係団体代表者

（７）　北海道教育庁文化財・博物館課担当者

（８）　その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によつてこれを決める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（委員）

第５条　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（答申）

第７条　委員会の委員長は、審議の結果を町長に答申する場合は、審議の経過をあわせて報告しなければならない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、今金町教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。